

○管理者の専決処分事項の指定について

(令和2年12月4日議決第1号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次の事項については、管理者において専決処分することができる。

- 1 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該議決に係る契約金額を1,000万円の範囲内で変更すること。
- 2 1件の金額が120万円以下の金銭債権を放棄すること。
- 3 1件の金額が120万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 4 1件の金額が120万円以下の法律上、名寄地区衛生施設事務組合(以下「組合」という。)の義務に属する損害賠償の額(見舞金を含む。)を定めること。
- 5 前項に係る和解及び調停に関すること。
- 6 組合が加入する一部事務組合の規約の変更に関すること。

**附 則** (令和2年12月4日議決第1号)

この議決の効力は、議決の日から生ずるものとする。

